

# 国際連合による「人権配慮政策」の国際法的意義

## An Analysis of the United Nations Human Rights Due Diligence Policy in Light of UN's Human Rights Obligations

田 村 恵理子

本稿は、近年国連において策定された「人権配慮政策」、つまり、国連による非国連保安部隊への支援において国家の人権侵害に加担しないよう相当な注意を払うための政策を取り上げ、その中で定式化された国連の人権義務の実体を探るものである。まず、「人権配慮政策」の背景を簡単に振り返った後で、関連する「人権配慮政策」文書の内容を紹介・検討し、国連による非国連保安部隊への支援に関する基本原則とされる「国連の人権義務」とは何か、及び、「非国連保安部隊」「支援」「リスク評価」といった鍵概念の定義について議論する。次に、より踏み込んだ分析に入り、国際法の一次規則（一次義務）と二次規則（国際責任）の両側面から、「人権配慮政策」における国連自身の人権「尊重」義務の内容を検討する。その結果、同義務は、国家による深刻な人権法違反を防止するため積極的に「リスク評価」を行う義務とされ、支援を提供「しない」消極的義務というよりも当該リスク評価を「行う」（しかも積極的にリスクを見つけ出す）という積極的義務を本旨とする点、及び、防止の対象が私人ではなく国家の行為である点で、国家の負う一般的な人権「尊重」義務とは一同じ用語にも拘わらず一意味が異なることを指摘する。他方、国連が国家とどの程度同一の人権義務を負うのかについて「人権配慮政策」は示唆せず、依然として、国連が国家と同じように人権義務を負う根拠は不明確なまま残されている。

キーワード：国際連合、人権配慮政策、人権義務、相当の注意、国際機構の国際責任

### 目 次

- I はじめに
- II 「人権配慮政策」の背景と内容
- III 「人権配慮政策」の分析：国連の人権義務に着目して
- IV おわりに

### I はじめに

2013年2月25日、国際連合（以下「国連」）事務総長は、総会及び安全保障理事会（以下「安保理」）の各議長宛てに、“Human rights due diligence policy on United Nations support to non-United Nations security forces”を提示した<sup>1</sup>。“due diligence”は一般に「相当な注意」を意味し、その対象たる（“due diligence”の前に置かれる）“human rights”は国連自身ではなく他者—非国連保安部隊—が負う人権法上の義務（以下「人権義務」）<sup>2</sup>を意味するのであり、国連はその支援を通じて他者の負う人権義務履行に関わるという構造を示すゆえ、「国連がその支援を通じて非国連保安部隊による人権侵害に加担しないよう相当な注意を払うための政策」と訳されよう。もっとも、「非国連保安部隊」、「支援」、そして何よりも「相当な注意」が当該文脈において具体的に何を意味するとされているのか<sup>3</sup>が重要であるから、さしあたりは同政策を指し示すだけの用法で簡潔に、「国連による非国連保安部隊への支援における人権配慮政策」（以下「人権配慮政策」）と呼ぶことにする。

この「人権配慮政策」は、総会及び安保理が国連機関に対し非国連保安部隊を支援するマンドートを付与する際に考慮に入れるべき内部指針であると同時に、内容的には現行国際法を反映するものと位置付けられている<sup>4</sup>。そして興味深いことに、（加盟国ではなく別個に）国連自身が人権を「尊重し、及び〔他者が〕尊重するよう促進・奨励する（respect, promote and encourage respect）義務」が国際法上認められるとする<sup>5</sup>。筆者は別稿<sup>6</sup>で、暫定統治機構として派遣先政府の統治権限を代行する場合に国連自身が国家の負うような人権義務を負う根拠について論じたことがあり、それが理論上不明確であり実行上も当該義務が慣習法として生成しているとは言い難いとの結論を導いていただけに、「人権配慮政策」にいう上記義務が何を意味するのかを明らかにする必要があると考える。

以上のような問題意識から、本稿は、主として国連自身の人権義務の実体を探る観点から「人権配慮政策」の内容を紹介し、その国際法上の意義について考察を加えたい。

---

<sup>1</sup> “Identical letters dated 25 February 2013 from the Secretary-General addressed to the President of the General Assembly and to the President of the Security Council” UN Doc. A/67/775-S/2013/110, 5 March 2013.

<sup>2</sup> 同政策の表題には「人権」しか挙げられていないが、下記Ⅱで見ると、人権義務のみならず国際人道法および難民法上の義務も対象としている。但し、本稿は人権に焦点を当てるため、以下ではこれら3つが併記されている場合でも基本的には人権義務のみを取り上げる。

<sup>3</sup> 下記Ⅱにおいて検討する。

<sup>4</sup> UN Doc. A/67/775-S/2013/110, *supra* note 1, paras.3 and 4.

<sup>5</sup> Annex in UN Doc. A/67/775-S/2013/110, *supra* note 1, para.1. この附属書に「人権配慮政策」が規定されている。

<sup>6</sup> 拙稿「統治者としての国際連合に対する人権上の制約—国連コソヴォ暫定統治機構の実行を中心に—」日本国際連合学会編『国連研究第16号』（国際書院、2015年発刊予定）。

## II 「人権配慮政策」の背景と内容

### 1 背景

国連は1945年の創設以来、国連憲章（以下「憲章」）に明示されない任務を負い及びこれに伴う権限を行使してきたが、その最たる例が国連平和維持活動（以下「PKO」）であることは何人も否定しまい。そして周知のように、紛争当事者の同意に基づき主にその停戦監視を中立的に行うという消極的な関与に留まるとされた伝統的PKOは、とくに冷戦終焉以降、直面する現地の状況や対応側が置かれた国際情勢の変化等を受けて多方面における修正を余儀なくされ、軍事的強制行動ともはや実質上区別がつかない存在になっている<sup>7</sup>。かかる文脈において、PKOが、国連以外の国家（現地政府を含む）又は地域的国際機構の軍隊と協力的に並行展開し、さらにはそれら軍隊と共同で軍事作戦に従事する機会も増加した。近年では例えば、国連コンゴ民主共和国ミッション（MONUC）と現地政府又は欧州連合暫定緊急多国籍軍（IEMF「アルテミス作戦」）、国連中央アフリカ共和国・チャドミッション（MINURCAT）と欧州連合軍（EUFOR）、国連コートディヴォアール活動（UNOCI）と仏軍（Licorne）、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）と現地政府、といった関係が挙げられる。加えて、PKO以外の方法で国連が非国連部隊に戦術や財政上の支援を行う場合もある（例えば、アフリカ連合ソマリアミッション（AMISOM）への支援）。

「人権配慮政策」は、以上のような事情を背景としつつ、直接的には、長年武力紛争に見舞われ最大規模の国連PKOが派遣されてきたコンゴ民主共和国（以下「DRC」）<sup>8</sup>での出来事を発端としていた。DRCの武力紛争では叛徒軍のみならず政府軍によっても多くの（とりわけ住民に対する）国際法違反が犯されてきたとされる<sup>9</sup>が、かような違法行為を犯してきたDRC政府軍にPKO—MONUC / MONUSCO（2010年以降）<sup>10</sup>—が支援を行っている点こそが、批判の対象となったので

<sup>7</sup> 以上の一般的な考察について参照、拙稿「平和維持活動による国際人道法の遵守強制—国連憲章第7章下の文民保護任務に着目して—」大阪医科大学人文研究第42号（2012年）27-62頁。

<sup>8</sup> 中央アフリカに位置するDRCは、1994年から特に複雑な第2次コンゴ紛争に見舞われており、コンゴ政府と叛徒—主にコンゴ民主連合（RCD）及びコンゴ解放運動（MLC）—との間の内戦に加えて、近隣のアフリカ諸国が安全保障・経済的利益・民族的絆帯などを理由にいずれかの側に立って介入した。これは「国際化された内戦」、あるいは、複数の内戦と一つの国際的武力紛争が同時進行していた状態と言われる。See, V. Hawkins, “History Repeating Itself: The DRC and the UN Security Council” African Security Review, Vol.12, No.4 (2003), pp.47-55; P. N. Okowa, “Congo’s War: The Legal Dimensions of a Protracted Conflict” British Year Book of International Law, Vol.76 (2006), pp.203-255.

<sup>9</sup> See, e.g., MONUC Human Rights Division and the Office of the High Commissioner for Human Rights, “Consolidated Investigation Report of the United Nations Joint Human Rights Office (UNJHRO) Following Widespread Looting and Grave Violations of Human Rights by the Congolese National Armed Forces in Goma and Kanyabayonga in October and November 2008” 7 September 2009, esp. pp.14-18.

<sup>10</sup> 1999年7月にコンゴ政府と叛徒間で成立した停戦合意を受け、安保理はまず1999年決議1258で伝統的PKO（軍事監視団）を設立し、その後この軍事監視団を吸収する形で同年の決議1279により国連コンゴ民主共和国ミッション（MONUC）を設立した。その3か月後の2000年安保理決議1291は、国連憲章第7章に基づきつまり必要ならば最終的には武力を行使する権限を許可して—「差し迫った身体的暴力の脅威に晒された文民を

ある<sup>11</sup>。国連法務局は、PKO局トップに宛てた2009年4月1日付の内部文書にて、「DRC政府軍が軍事作戦の過程で人道法・人権法・難民法に違反する場合、MONUCは、当該違反を犯した部隊に当該違反を止めさせるため…直ちにDRC政府軍と仲介協議（intercession）を行わねばならない（must）。[…中略…]かかる努力にも拘わらず広範で深刻な違反が続く場合、MONUCは当該軍事作戦への参加そのものを中止せねばならない（must）」と述べ<sup>12</sup>、MONUC（ひいては国連）による人権法等の違反者に対する支援は合法的たり得ないとの認識が示された。この法的助言は同年6月に事務総長下の政策委員会（Policy Committee）<sup>13</sup>の承諾するところとなった。これを受けて、MONUC幹部を中心に、DRC政府軍への支援をその国際法遵守に条件付ける政策が作成され、この「コンディショナリティ政策」なる方針がMONUCに関する2009年12月の安保理決議1906（本文第22項<sup>14</sup>）で承認される運びとなった<sup>15</sup>。そして、同決議はさらに、事務総長に対して「この政策の実施を定期的に評価する適切なメカニズムを確立するよう要請」した（本文第23項）。これに基づき、関連する国連機関間で広く審議が行なわれた結果、「コンディショナリティ政策」は他の国連活動にも拡大すべきことで見解が一致した。そこで政策委員会は、2010年末、国連システム全体に拡大した「コンディショナリティ政策」とするために、PKO局及び人権高等弁務官事務所の主導で新たな政策を作成するよう決定した。この成果こそ、2011年7月に初めて事務総長が公式に承認し<sup>16</sup>、2013年5月に正式公表された、「人権配慮政策」なのである<sup>17</sup>。

---

保護する」任務を追加的に付与し（本文第8項）、もってMONUCは「強化された（robust）」PKOへと変化した。MONUCは2010年安保理決議1925により—DRCでの事態が新たな段階に達したことを理由に—国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）へと名称を変更した。

<sup>11</sup> 最も大々的に批判したのは、2009年の対叛徒掃討作戦で夥しい違法行為を犯したDRC政府軍に対するMONUCの支援を取り上げた次の報告書であった：Human Rights Watch, “You Will be Punished”: Attacks on Civilians in Eastern Congo” December 2009, available at: <<http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/drc1209webwcover2.pdf>> accessed 9 November 2014.

<sup>12</sup> この内部文書は機密扱いであったが、同年12月9日にNew York Times紙がリークしたことで明るみに出たものである。Available at: <<http://documents.nytimes.com/united-nations-correspondence-on-peacekeeping-in-the-democratic-republic-of-the-congo>> accessed 9 November 2014.

<sup>13</sup> 事務局内で最も上位にある意思決定機関であり、2005年の事務総長告示（UN Doc. ST/SGB/2005/16）によって設置された。

<sup>14</sup> 「DRC政府軍主導の対叛徒軍事作戦に対するMONUCの支援は、DRC政府軍が人道法・人権法・難民法を遵守することを厳格な条件とする」。なお、2009年に問題が明るみに出る前の2008年安保理決議1856は、確かに人道法等の遵守をDRC政府軍に要求していたが、MONUCが当該遵守に関与すべきことを示す規定振りでなかった（本文第22、23項参照）。

<sup>15</sup> MONUCに関する2010年事務総長覚書も、「F. 遵守、アカウントビリティ及び法の支配」の項目中に、前年の同覚書にはなかった次の文言を新たに追加した：「PKO…の政府軍軍事活動に対する支援は、当該政府軍による人道法・人権法・難民法の遵守に厳格に依拠することを強調する」、「PKO…に対し、その支援を受けている政府軍の中に人道法・人権法・難民法に違反した疑いある者がいれば、当該政府軍と仲介協議するか、当該事態が継続する場合にはその支援を中止するよう要請する」。See, UN Doc. S/PPST/2010/25, Aide Memoire, Annex, p.10.

<sup>16</sup> UN Secretary-General, Decision No.2011/18, 13 July 2013.

<sup>17</sup> 以上の経緯について参照、J. Labbé and A. Boutellis, “Peace Operations by Proxy: Implications

「人権配慮政策」の最初の適用例となったのは、言うまでもなく MONUSCO（かつての MONUC）であり、2013年3月の安保理決議2098はMONUSCOに対し、DRC政府軍と共同で軍事作戦を行う権限を付与すると同時に、それが「国際人道法を含む国際法及び『人権配慮政策』を厳格に遵守してなされねばならない (shall)」と規定している（本文第12項(b)）。そのすぐ後の同年5月には、別のPKOである国連マリ多元統合安定化ミッション(MINUSMA)を設置する安保理決議2100が、「マリ政府軍と共同でその任務を遂行するに当たりMINUSMAは『人権配慮政策』を厳格に遵守し、もって文民を保護する必要性 [...] を十分考慮に入れるよう要請する」と規定している（本文第26項）。

## 2 内容

「人権配慮政策」文書（以下「文書」）<sup>18</sup>は、PKO及び特別政治ミッションのみならず、これらの活動に従事する全ての国連の事務所・部局、専門機関 (agencies)、基金 (fund) 及び計画 (programmes) にも広く適用される (II A, para. 6)。これらの活動体を包摂して示す語として文書は「国連機関 (United Nations entities)」を用いている。

文書は大きく3つの部分、すなわち、「I 基本原則 (core principles)」、「II 人権配慮政策」、及び「III 効果的実施の確保」から構成されるが、本稿の問題意識からは前二者が検討対象となる。そこで以下、「I 基本原則」の概要（下記(1)）、並びに、「II 人権配慮政策」のうち重要な箇所である、基本概念の定義 ((2)) 及びリスク評価 ((3)) について、その内容を一若干の検討を加えつつ紹介する。

### (1) 国連による非国連保安部隊への支援に関する基本原則

当該支援は、憲章に規定された国連の目的及び原則、並びに、人権を「尊重し、及び尊重を促進・奨励すべき国連の国際法上の義務」に従わねばならない (I, para. 1)。上記「はじめに」でも触れたように、ここには、国連自身の人権尊重義務と、他者（国家、ここではその治安部隊）による人権尊重を国連が促進・奨励する義務（以下「国連の人権促進奨励義務」）とが規定されている。併記されているゆえ、国連自身の人権尊重義務と国連の人権促進奨励義務とは異なるもののはずであるが、その相違は説明されていない。他方、これら双方が国際法上の国連の義務であることは明記されている。

国連の人権促進奨励義務は、国家が人権義務を負うことを前提に、国家に当該義務を遵守させることが国連の義務であるとするものである。この義務は憲章規定に根拠が見出される。すなわち、国連の目的の一つとして第1条3項が「人権尊重の促進・奨励 (promoting and encouraging

---

for Humanitarian Action of UN Peacekeeping Partnerships with Non-UN Security Forces” International Review of the Red Cross, Vol. 95 (2013), pp. 554-555.

<sup>18</sup> *Supra* note 6.

respect for human rights)」と規定するのを筆頭に、第9章「経済的及び社会的国際協力」の目的を定める第55条(c)によれば国連は「普遍的な人権尊重及び遵守を促進すべき(shall)」であり、第10章「経済社会理事会」中の第68条は同理事会下に設置される委員会の一が「人権の促進」にかかわる旨を規定し、第12章「国際的信託統治制度」の基本目的を定める第76条ではその一つに「人権尊重の奨励」((c)項)が挙げられている。これらにおける「促進・奨励」は、より積極的に加盟国による具体的な人権侵害に対処することを含意する「保護(Protection)」という文言が強力な反対により却下された結果、採用された文言であった<sup>19</sup>。もっとも、その後の国連における人権の位置づけは1970年代末以降、とりわけ冷戦終焉後の1990年代以降飛躍的に向上し、今や上の意味での「保護」をも国連の人権促進奨励義務に含めて解釈すべき状況へと展開している<sup>20</sup>。いずれにせよ、国連の人権促進奨励義務は、あくまで他者(国家)の人権義務を国連が遵守させるという構造を有している点に変わりはない。

では、国連自身の人権尊重義務は何を意味するのか。問題は、ここにいう「尊重」の意味である。人権法上、「尊重(respect)」は人権侵害を「しない」という「消極的」行為を特定的に意味し、これと対比される「保護(protect)」<sup>21</sup>及び「充足(fulfill)」<sup>22</sup>は、人権実現のため何かを「する」という「積極的」行為を意味することが多い<sup>23</sup>。そして、国家が負う人権義務はこれら3つのレベルの義務を包含すると考えられる傾向にある<sup>24</sup>。仮に文書がこれらを踏まえて「尊重」だけを取り上げたとすれば、国連も人権義務を負うが国家と同じ内容の義務ではなく、いわば最低限の「消極的」な人権「尊重」義務だけを負うという考えに立っているとも言いうる。

文書に規定される国連の人権義務は、果たして消極的義務に限定されているだろうか。以下の(2)及び(3)ではこの点に留意して検討を進める。

<sup>19</sup> 家正治=小畑郁=桐山孝信編『国際機構〔第4版〕』(世界思想社、2009年)114頁。

<sup>20</sup> 文書は、「人権配慮政策」が国連の人権促進奨励義務に基づく通常の任務を妨げるものではないことを確認する中で、かかる任務として「国家の人権尊重能力の開発、人権法の違反の調査・報告、当該違反についての抗議・救済確保・再発防止等の目的で行う関連当局との仲介協議」を例示しているところ(I, para. 6)、このうち特に最後の例はまさに上記「保護」に当てはまる内容である。

<sup>21</sup> 一つ上の段落で述べた「保護」とは文脈と意味が異なることに注意されたい。

<sup>22</sup> 主要人権条約の文言上は、「人権尊重を」[確保する(ensure)]あるいは「保障する(secure)」という表現をとる。前者の例として1966年自由権規約2条1項、1969年米州人権条約1条1項、1989年児童の権利条約2条1項が、後者の例として1950年欧州人権条約1条がある。

<sup>23</sup> このような尊重・保護・充足という義務の3レベルを(社会権の分野から)一般化させた重要な文書として参照、「The Right to Adequate Food as a Human Right」UN/Commission on Human Rights, Report on the Right to Adequate Food as a Human Right, submitted by Mr. Asbjørn Eide, Special Rapporteur, UN Doc. E/CN.4/Sub.2/1987/23, paras. 66-70.

<sup>24</sup> 申恵丰『人権条約上の国家の義務』(日本評論社、1999年)とくに271-294頁; M. Sepúlveda, *The Nature of the Obligations under the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights* (Intersentia, 2003), pp. 157-248 (この義務の3レベルは社会権ばかりでなく自由権にも該当し、ひいては人権一般に当てはまるとされる)。

（２）基本概念の定義

ここでは、「人権配慮政策」の鍵となる諸概念、すなわち、「非国連保安部隊」、「支援」、及び、人権法の「深刻な違反」が定義される。

まず、「非国連保安部隊」とは、次の３種類すなわち、①国家の軍事、準軍事、警察、諜報、国境警備及び類似の治安に関する部隊、②左の部隊の運営、管理又は指揮統制に直接の責任を負う国家の文民、準軍事又は軍事当局、③地域的国際機構の平和維持部隊、を意味する（II B, para. 7）。もっとも、これら①～③を「含む」とするその規定振りから、厳密にはこれら以外にも広く意味しうる。

次に、「支援」の意味についてはより正確に規定されており、「次のいずれかの活動」を指す（II B, para. 8）と積極的に規定した上で、「次の活動は含まない」（II B, para. 9）との除外規定を置き、「直接的」支援のみならず「実施上のパートナーを通じた間接的」支援も意味すると付加している（II B, para. 10）。そこで内容を見ると、「支援」に該当する活動は以下のものである：「訓練、教育、助言、能力構築、制度構築及びその他の技術協力で、非国連保安部隊の作業能力の向上を目的とするもの；非国連保安部隊の運営、管理又は指揮統制に直接の責任を負う文民又は軍事当局へのアドホック又はプログラムのな支援；給与・奨学金・手当及び経費の支払を含む財政的支援（財源を問わない）；非国連保安部隊による現業活動への戦略的又は戦術的支援；非国連保安部隊による現業活動への作業上の支援（発砲支援（fire support）及び戦略・戦術計画作成を含む）；並びに、国連部隊及び非国連保安部隊による共同作業」（II B, para. 8）。そして、「支援」に当たらない活動は、「人権法に関する訓練又は啓発；基準設定（例えば法律・行動規範・政策への助言や審査）並びに人権法規則・基準遵守の実現と促進及び治安組織の民主的統治の奨励に直接かかわる能力支援；人権法の遵守促進にかかる交渉への関与；調停又は調停に関連する支援；医療上の避難及び死傷による避難」<sup>25</sup>とされる（II B, para. 9）。

最後に、人権法の「深刻な違反（grave violations）」は、「人権配慮政策」において固有の定義を与えられている。初めに、「部隊単位（a unit）」と「非国連保安部隊の運営・管理・指揮統制に直接の責任を負う文民又は軍事当局」とで、当該違反の内容及び要件が分けられる。前者については、①即決処刑及び法外殺害、拷問、強制失踪、奴隷化、レイプ及びこれと同質の性的虐待を含む、人権法の「甚だしい違反（gross violations）」（II B, para. 12 (a)(i))、②相当数の隊員によりなされる人権法の系統的に繰り返される違反（II B, para. 12 (a)(ii))、及び、③部隊の指揮系統上位の将校について以下を疑う実質的根拠があること： $\alpha$  上述した人権法の甚だしい違反に対する直接責任、 $\beta$  当該違反に対する上官責任で 1998 年国際刑事裁判所ローマ規程（以

<sup>25</sup> 人道法と難民法のみに関する部分は除外した。

下「ICC 規程」)に定義されるもの、又は $\gamma$ 隊員による人権法の上記以外の違反で大規模になされるものを防止、抑制、捜査又は訴追するための効果的措置をとらないこと(II B, para. 12 (a) (iii))、と定義される<sup>26</sup>。そして後者の、文民又は軍事当局について深刻な違反が存在するのは、その指揮統制下にある部隊が深刻な違反を犯し(II B, para. 12 (b)(i))、かつ、当該違反を捜査し訴追するための効果的措置をとらない(II B, para. 12 (b)(ii)) 場合とされる。

このような「深刻な違反」は、支援の可否を決定する敷居(threshold)として位置づけられるゆえ、その内容が重要となる。本稿の関心である人権法については3つの場合—上段落の①②③—がその敷居に該当する<sup>27</sup>。①について、即決処刑及び法外殺害以下の5類型が人権法の「甚だしい違反」として例示列挙(「…を含む」)されるどころ、そこにジェノサイドが明示されていない<sup>28</sup>が、ジェノサイド禁止規範は基本的な諸人権と並ぶ対世的義務の典型とされ<sup>29</sup>、強行規範の筆頭にさえ挙げられる<sup>30</sup>ことを踏まえれば、単に例示されなかつただけで当然に含まれると考えられる。あるいは、②又は③の要件にジェノサイドを読み込むことも可能である。

<sup>26</sup> なお、「人道法」の深刻な違反として、①ICC規程に定義される「戦争犯罪」及び「人道に対する犯罪」、②相当数の隊員によりなされる人道法の系統的に繰り返される違反、及び、③部隊の指揮系統上位の将校について以下を疑う実質的根拠があること： $\alpha$ 「戦争犯罪」の直接責任、 $\beta$ 当該犯罪に対する上官責任、又は $\gamma$ 隊員による人道法の上記以外の違反で大規模になされるものを防止、抑制、捜査又は訴追するための効果的措置をとらないこと、と規定され、「難民法」の深刻な違反として、①大規模に又は相当な頻度でなされる難民法上の国外追放(acts of refoulement)、②相当数の隊員によりなされる難民法の系統的に繰り返される違反、及び③部隊の指揮系統上位の将校について以下を疑う実質的根拠があること： $\alpha$ 国外追放の直接責任、 $\beta$ 国外追放に対する上官責任、又は $\gamma$ 隊員による難民法の上記以外の違反で大規模になされるものを防止、抑制、捜査又は訴追するための効果的措置をとらないこと、と規定されている。

<sup>27</sup> 人道法、難民法についても同様である。

<sup>28</sup> 上述注26における人道法の深刻な違反としても、ICC規程上の「戦争犯罪」と「人道に対する犯罪」が併記される箇所、なぜか「ジェノサイド犯罪」は規定されていない。

<sup>29</sup> ICJ, *Case concerning the Barcelona Traction, Light and Power Company, Limited (New Application: 1962) (Belgium v. Spain)*, Second Phase, Merits, Judgment of 5 February 1970, paras. 33-34. 同判決によれば、対世的義務(obligations *erga omnes*)とは、「外交的保護において別の国家に対して負う義務とは本質的に区別される」「国際共同体全体に対する義務」であって、「当該義務に係る権利の重要性ゆえに全ての国家がその権利の保護に法的利益を持つと見做されうる」義務である。

<sup>30</sup> 1969年ウィーン条約法条約第53条によれば、強行規範(peremptory norms or *jus cogens*)とは、「国家により構成されている国際共同体全体が受け入れかつ認める、いかなる逸脱も許されない」規範であって、それに「抵触する条約は無効」とされる。強行規範の具体的認定に消極的とされるICJでさえ、ジェノサイド禁止規範が強行規範であることを明言するに至っている。See, ICJ, *Case concerning Armed Activities on the Territory of the Congo (New Application: 2002) (DRC v. Uganda)*, Jurisdiction of the Court and Admissibility of the Application, Judgment of 3 February 2006, para. 64.



（3）リスク評価

ここにいう「リスク評価」とは、非国連保安部隊への支援に直接かかわる国連機関が当該支援提供に伴う潜在的リスク及び便益を事前に評価することを意味する（II C, para. 14）。文書には明示されないが、まさにこのリスク評価こそ「相当の注意」の実体であると思われる。では、文書における「相当の注意」は国際法上における一般的な「相当の注意」概念に照らしてどのように位置づけられるだろうか。

「相当の注意」の内容は、主に、国家責任（二次規則）の前提問題として国際義務（一次規則）の分類論が議論される中で明らかにされてきた。ここでは、かかる議論を整理・検討した代表的な先行研究<sup>31</sup>に依拠して、「相当の注意」を同定したい。

それによれば、「相当の注意」とは、「行為又は手段の義務（obligation of conduct）」であり、これと国際義務の二大カテゴリー<sup>3233</sup>として対比される「結果の義務（obligation of result）」ではない（そして「行為の義務」の方が国際義務の主流であり広い範囲に及ぶ）。「結果の義務」が義務の目的（＝結果）を達成すること自体を要求する一よって「成功する義務」とも形容される一に対して、「行為の義務」は、義務の目的を達成するのに合理的で十分な予防措置を講じることのみを要求する一よって「努力する義務」とも形容される一ので、その義務違反の成立は国家の義務履行のための努力に依存する<sup>34</sup>。予防措置が「合理的」とされる点に示されるように、相当の「注意」は主観的（ましてや心理的）なものではなく客観的な行為の基準である。加えて、「相当の注意」の懈怠は不作為ばかりでなく作為があっても不十分であれば同懈怠に該当するし、また、「注意」の対象は私人の行為に限られず他の国際法主体の行為にも及ぶ。

もっとも、以上は「相当の注意」義務＝「行為の義務」の一般的枠組であって、何が具体的に「相当の注意」＝「合理的で十分な予防措置」であるかは、一次義務の性質及び解釈並びに事実状況

---

<sup>31</sup> 湯山智之「国際法上の国家責任における『過失』及び『相当の注意』に関する考察（一）（二）（三）（四・完）」香川法学第22巻2号（2002年）37頁以下、第23巻1・2号（2003年）49頁以下、第24巻3・4号（2005年）、第26巻1・2号（2006年）31頁以下。

<sup>32</sup> 「結果の義務」と「行為の義務」の区別は、義務の目的の達成に内在する不確実性（義務履行の蓋然性）に依存する。

<sup>33</sup> なお、第三のカテゴリーとして「特定事態の防止義務」が挙げられることがあるが、当該義務はむしろ「行為の義務」のサブカテゴリーと見るべきとの学説が妥当であるように思われる。この防止義務は「防止すべき事態の発生」を違反の一要件とするが、「相当の注意」義務＝「行為の義務」は一般にかかる要件を必要としない。

<sup>34</sup> 「行為の義務」の例として、国家がその管轄下において外国又は外国人の権利を保護する義務は、当該権利が侵害されないことを義務付けられるのではなく、当該権利／義務の目的を達成するのに合理的で十分な予防措置を講じることのみを義務付けられる。

に応じて特定されねばならない。このとき一般に、各一次義務の保護法益の重要性と、事実状況に依存する利用可能な手段とが関数となって、注意の程度が決定される。

このように国際法上の「相当の注意」概念が一応明らかになったところで、我々の検討対象である上記「リスク評価」に当てはめると、次のようになる。すなわち、国連は人権法上の個人の保護法益を「非国連保安部隊」による侵害—但し人権法の「深刻な違反」に限定—から防止するために合理的で十分な予防措置を講じる義務があり、より具体的には、「非国連保安部隊」への「支援」に直接関わる国連機関が事前に「リスク評価」を行う義務がある、と。ここで、「相当の注意」＝「合理的で十分な予防措置」かどうかを測る鍵となるのは、「リスク評価」の具体的方法と、当該評価を受けての国連の対応である。以下、これら2点を順に見ていこう。

まず、「リスク評価」の具体的方法として、文書は、「受取側による人権法の遵守・不遵守に関する記録（人権法の『深刻な違反』にかかる特定の記録を含む）」など6つの要素<sup>35</sup>を列挙する（II C, para. 14）が、注意すべきは、これら要素を考慮すべき（should）とするに留め、義務付けてはいない点である。しかし他方、「合理的な」予防措置が一般には「防止すべき結果が発生するリスクを通常知るべきであった時に」措置を講じるという意味を含むところ、文書は当該リスクを見つけ出すために適切な評価を行うことを義務付けており（適切な評価の諸要素を示すに留め逐一従うことまでは要求しないとしても）、より高いレベルの注意義務を課していると考えられる。これはいわば、「人権配慮政策」のカヴァーする場面における「相当の注意」義務の特別法（*lex specialis*）である。

次に、「リスク評価」を受けての国連の対応について、文書いわく、「リスク評価」の結果、「支援に直接関わる国連機関が、国連がどのような緩和措置を講じても受取側は人権法の深刻な違反を犯すという現実的リスクを信じる実質的根拠があると判断する場合、当該国連機関は当該受取側に支援を提供してはならない（must not）」（II C, para. 16）。逆に、かかる実質的根拠がないと判断する場合、「当該国連機関は、『人権配慮政策』の下記諸項<sup>36</sup>に従い、当該受取側に対し支援を提供する」（II C, para. 17）。重要なのは前者の支援不提供という対応の方であるところ、その前に条件らしきもの、つまり「国連がどのような緩和措置（mitigatory measures）を講じて

---

<sup>35</sup> 残りの5つは以下のものである：「当該深刻な違反の実行者の責任追及のために効果的措置を受取側が講じたか否かに関する記録；当該深刻な違反の回復措置又は再発防止措置が取られたかどうか、取られた場合に十分であったか否か；支援の提供又は保留が受取機関の人権法遵守行動に影響を与える国連の能力とどの程度関係するかについての評価；国連の提供した支援の有用性と影響を監視する効果的メカニズムを国連が実行できる可能性（実行可能性）；上述の諸要素及び支援の全体的文脈に基づいてもなお受取機関が人権法の深刻な違反を犯すリスクに関する評価」。

<sup>36</sup> 具体的には文書II中の「D 透明性（transparency）」（paras. 18-19）であり、国連が全ての利害関係者に対し「人権配慮政策」の内容を明確に伝え周知すべき旨の内容が規定されている。

も受取側は人権法の深刻な違反を犯すという現実的リスクを信じる実質的根拠があると判断することが付されている点が目を引く。ここにいう「緩和措置」は、文書中のⅢ「効果の実施の確保」にある「D 緩和措置」の規定（paras. 26-27）によれば、支援受取側が人権法の深刻な違反を犯していると信じる実質的根拠を示す信頼できる情報を入手した当該支援国連機関が、かかる違反を止めさせる目的で受取側に当該違反の証拠を提示して注意を喚起し又は仲介協議を行う、という措置を意味する。つまり、支援受取側による人権法の深刻な違反を示す実質的根拠を得れば国連は直ちに支援不提供とするのではなく、受取側の当該違反容疑を「緩和」する上記のような措置を試みた上で、それでも改善の可能性がなければ支援不提供に踏み切るといことなのである。このようないわば「緩和措置の前置主義」が入れられた理由としては、文書中のⅢにある「E 活動上の（operational）挑戦」（para. 28）の規定内容が手掛かりとなる。いわく、PKOの文脈においては、「人権配慮政策」に従って「非国連保安部隊への支援を保留し又は取り下げるのが、安保理の設定した全体的なマンデート及び目的を遂行するPKOの能力を大幅に減じる可能性がある」。そして事務総長は、『人権配慮政策』の適用がPKOのマンデート遂行能力に重大な影響を与えようと思料する場合、時宜を得た方法で安保理に助言を行い、とるべき方法について安保理の助言を求めるべきである」、と。すなわち、支援不提供の判断が一法的ではなく一戦略的・政治的なレベルで（したがって安保理によって）なされる可能性が留保されているのであって、その反映が「緩和措置」であると言える。

### Ⅲ 「人権配慮政策」の分析：国連の人権義務に着目して

#### 1 「リスク評価」を行う義務の位置づけ

上記Ⅱ 2（3）で見たように、「リスク評価」義務が国際法上の「相当の注意」義務＝「行為の義務」であるとすれば、その内容は、被支援主体による人権法の「深刻な違反」を防止するために「合理的で十分な予防措置」を講じる＝支援に関わる国連機関が事前に当該違反のリスクを見つけ出すために適切な行動をとる義務、ということであった。そして、当該違反のリスクが存在する実質的根拠があると判断されれば、国連は段階を踏んだ上で支援を提供しない義務を負う。

では、かかる「リスク評価」義務は、上記Ⅱ 2（1）で見た「国連の人権促進奨励義務」及び「国連自身の人権尊重義務」に照らしてどのように位置づけられるだろうか。

まず、国連の人権促進奨励義務について、同義務は人権義務の主体が国家であることを前提とするところ、「人権配慮政策」では国家による人権法の「深刻な違反」に対象を絞り、かかる違反を国家に犯させないように人権法遵守を促進奨励するのが国連の義務であることを示す。従来の人権促進奨励義務の枠組を維持しつつ、特定の場面（国連による非国連保安部隊への支援）に適

用して具体的内容を提示しており、確認作業としての意義はあっても特段の目新しさはないと言える。

次に、本稿の最も関心を寄せる国連自身の人権尊重義務についてはどうか。「リスク評価」義務は、他者による人権侵害のリスクを見つけ出すため国連が積極的に行動し、その結果として当該リスクがあると判断される他者に対して国連が支援を提供しない義務である。後者の支援を提供「しない」義務は形式的には消極的義務だが、国連が人権侵害を「しない」という一般的な尊重義務とは異なるし、支援提供しないとの判断を導く前者のリスク発見行動の方がむしろ重要なのであって、これは積極的義務の形式をとる。ただこれもまた、一般的な積極的義務と比べると、他者による人権侵害を防止する点で「保護」義務と同様にも思われるが、一般的にはその他者は私人（自然又は法人）とされるところが、ここでは国家（にその行為が帰属する非国連保安部隊）となっている点で相違する。このように、「人権配慮政策」における国連自身の人権「尊重」義務は、その用語にも拘わらず消極的義務に限定されず、積極的義務を本旨とし、かつ、その内容が「国家による」人権侵害を防止するというものである。

以上は、一次規則（一次義務）のレベルの議論である。そこで、次に二次規則上の関連規則を検討してみよう。

## 2 国家による違法行為の実行を支援する国際機構の国際責任

国連の国際法委員会（以下「ILC」）は、いずれの一次規則であれその違反から生じる法関係を規律する二次規則の一般原則を法典化する取り組みに長年従事し、2001年に「国際違法行為に対する国家責任に関する条文」（以下「2001年国家責任条文」）を、そのちょうど10年後の2011年に「国際機構の国際責任に関する条文」（以下「2011年国際機構責任条文」）を採択した。両者は、後者の特別報告者（G. Gaja）が採用した「パラレリズム」の原則的アプローチ<sup>37</sup>により、2001年国家責任条文の個別の条項に必要最小限の修正を加えてそのまま2011年国際機構責任条文に移し替えるという関係にある<sup>38</sup>。我々の関心は、以下のように規定する2011年国際機構責任条文

---

<sup>37</sup> G. Gaja, “First Report on Responsibility of International Organization” UN Doc. A.CN.4/532, pp. 6-7. 敷衍すれば、責任の問題は国家に関する場合と国際機構に関する場合とでパラレルであるから、両者で異なるアプローチを採用するのは、そうする特別の理由がない限り非合理的であり、国際機構に関する特定の問題の検討が国家責任条文の結論と異ならない場合には後者がモデルとして従われるべきである、とされる。

<sup>38</sup> もっとも、このような方法論には問題もある。ここでは踏み込めないが、さしあたり参照、植木俊哉「国際組織の責任」村瀬信也=鶴岡公二編『変革期の国際法委員会』（信山社、2011年）219-221頁。

第14条「国際違法行為の実行に対する支援又は援助（Aid or assistance in the commission of an internationally wrongful act）」である：

国家又は他の国際機構による違法行為の実行を支援又は援助する国際機構は、(a) 当該国家又は他国際機構の行為が違法となる事情を了知しており、かつ、(b) 当該国家又は他国際機構による違法行為を自らが行っても違法となる場合に、当該支援又は援助につき国際責任を負う。

すなわち、「人権配慮政策」を当てはめれば、「非国連保安部隊」による違法行為の実行を支援又は援助（以下「支援」と省略）する「国連」の支援についての責任が、ここでの議論の対象である。

同規定は、2001年国家責任条文第16条<sup>39</sup>と内容的に同一である（主語を変えるなど技術的修正を加えたのみである）<sup>40</sup>。したがって、2011年国際機構責任条文第14条の検討は2001年国家責任条文第16条の起草過程及び議論を基礎とする必要がある。

そこで、まず、2001年国家責任条文第16条のコメンタリーを主に参照して、その内容を簡潔に整理する（同コメンタリーで「国家」と表記されているところは「国際機構」に修正し、支援される側の他国際機構は省略する）。違法行為の実行に対する支援についての責任が成立する要件は次の3つである。すなわち、①支援を行う国際機構（以下「支援国際機構」）が、被支援国の行為が違法となる事情を了知していること、②支援国際機構が被支援国による違法行為を促進する意図ないし目的で支援を行い、当該支援が実際に当該違法行為に（決定的でなくとも）相当程度貢献すること、③当該違法行為を支援国際機構が行ったとしても違法となること<sup>41</sup>。これらを順に敷衍すれば、要件①について、支援国際機構は通常、被支援国がその支援を違法行為のために用いるというリスクを想定しないものである、換言すれば支援国際機構が当該リスクを知っているのは例外的であるとの前提に立ち、そのような場合にのみ支援国際機構自身の<sup>42</sup>責任が発生するという考えに基づいている<sup>43</sup>。要件②について、支援が被支援国の違法行為と明確な因果関

---

<sup>39</sup> 第1部「国家の国際違法行為」中の第4章「他国の行為に関連する国家の責任」に規定される。ちなみに、同章に規定される他の類型として、第17条「国際違法行為の実行に対する指揮及び支配」、及び、第18条「他国の強制」がある。

<sup>40</sup> 2011年ILC国際機構責任条文第14条のコメンタリーは、その内容が2001年国家責任条文第16条コメンタリーと同じであると述べている。See, Report of the ILC on the work of its sixty-third session, UN Doc. A/66/10 [hereinafter 2011 Commentary], p.104, para.1.

<sup>41</sup> Report of the ILC on the work of its fifty-third session, UN Doc. A/56/10 [hereinafter 2001 Commentary], p.66, para.3.

<sup>42</sup> 注意すべきは、支援国際機構「自身」の責任としているように、これはあくまで被支援国の責任とは別個独立の責任であり、連帯責任や共同責任ではないということである。

<sup>43</sup> 2001 Commentary, *supra* note 41, p.66, para.4.

係にあることを要求する趣旨とされる<sup>44</sup>が、支援側に被支援国による違法行為の了知を超えて「促進する意図ないし目的」まで要求することには ILC 委員や学説の中に強い反対意見があったにも拘わらず規定されたという経緯がある。そして要件③について、これは「自らなし得ない事柄は他者を通じてもなし得ない (a State cannot do by another what it cannot do by itself)」という論理に基づくと同時に、二国間条約（一般に締約国の特定の政策を反映して個別性が強く締約国間の関係性が重視される）の一方当事国による違反を同条約の第三国／国際機構が支援するのは違法でないことを確保する趣旨とされる<sup>45</sup>。なお、国際司法裁判所（以下「ICJ」）は2007年「ジェノサイド条約適用事件」本案判決において、2001年国家責任条文第16条が慣習法を反映すると判示した<sup>46</sup>が、2011年国際機構責任条文第14条が同様に慣習法化したかどうかは定かでない<sup>47</sup>。

「人権配慮政策」が2011年国際機構責任条文第14条に基づき国連の責任を導き出したのだとすれば<sup>48</sup>、国連の人権義務という我々の関心から興味深いのは、以上の内容のうち要件③である。なぜなら、被支援側（非国連保安部隊）が違反した一次規則たる人権法に支援側の国際機構も同じく拘束されていることを示すからである。もっとも、「人権配慮政策」では「深刻な」違反の対象となる人権義務に対象が限定されている点をいかに考えるかという問題が提起される。すなわち、国連は、一定の規模又は態様で侵害される場合にのみ、国家が負うのと同じ人権義務を負うと解釈すべきなのだろうか。

この点興味深いのは、2001年国家責任第16条に関する議論において、他国の違法行為を支援

---

<sup>44</sup> *Ibid.*, p. 66, para. 5.

<sup>45</sup> *Ibid.*, p. 66, para. 6. 後者の趣旨の方が主流であり、事実この要件③は同趣旨を重く見て第2読特別報告者 (J. Crawford) の提案により最終草案で追加されたものである (J. Crawford, "Second Report on State Responsibility" ILC Yearbook, 1999, Vol. II, Part 1, p. 50, paras. 183-186)。しかし、十分な議論がない中での追加だとする批判もある (see, e.g. Ch. Dominicé, "Attribution of Conduct of Multiple States and the Implication of a State in the Act of Another State," in J. Crawford, A. Pellet and S. Olleson (eds.), *The Law of International Responsibility* (Oxford UP, 2010), p. 286)。

<sup>46</sup> *Case Concerning the Application of the Convention on the Preventions and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro)*, Merits, Judgment of 26 February 2007, p. 150, para. 420. 当該判示は、1948年ジェノサイド条約第3条 (e)「ジェノサイドの共犯 (complicity in genocide)」と類似するものとして ILC 国家責任条文第16条を比較検討する際になされたものである。もっとも、本文中で述べたようにとりわけ要件②は論争的であったし、条文採択時 (2000年前後) には漸進的発達の部分を含む規則と見做されていた (J. Crawford, "Second Report on State Responsibility" ILC Yearbook, 1999, Vol. II, Part 1, p. 48, para. 172) ことに鑑みると、第16条が慣習法化したといえるのかには疑問が残る (事実、同ICJ判決はその証拠を示していない)。

<sup>47</sup> A. Reinisch, "Aid or Assistance and Direction and Control between States and International Organizations in the Commission of Internationally Wrongful Acts" *International Organizations Law Review*, Vol. 7 (2010), p. 63.

<sup>48</sup> 事実、同条のコメンタリーが唯一挙げる例は、「人権配慮政策」の直接的背景となったMONUCの対DRC政府

しないという義務は、全ての一次義務の違反について成立しているのか、そうではなく、国際共同体全体の利益に影響する違法行為一さしあたり対世的義務の違反—についてのみ成立しているに過ぎないのか、という見解対立<sup>49</sup>が存在したことである。この線に沿えば、「人権法の深刻な違反」に対する支援についてのみ国連の責任を明記する「人権配慮政策」は、後者の立場に依拠したと考えられなくもない（但し、人権義務が一般に対世的義務とされることに鑑みれば、「深刻な」違反を付加することで後者の立場より一層限定的とも言える）。

他方、「人権配慮政策」を2001年国家責任第16条及び2011年国際機構責任第14条に照らして検討した最近の論稿によれば、「一定の国際法違反に関する特別レジームを定式化したことのみをもって、国連は国際責任の一般規則から逃れることはできない」<sup>50</sup>。むしろ、対象違法行為の「人権法の深刻な違反」への限定は、当該違法行為を「促進する意図ないし目的」を要求せず「了知」するだけでよいという要件②の緩和とセットになっていると見るべきだと言う<sup>51</sup>。確かに、上記II 2（3）で検討した「リスク評価」は積極的に違法行為のリスクを見つけ出すことまで要求するから、この「了知」要件は容易に満たされようし、また、「人権配慮政策」はまさに政策として、緊急性の高い違法行為（＝人権法の深刻な違反）に対する国連の支援にまずもって焦点を当てたに過ぎず、他の人権法違反について予断を下すものでないと思えるのが合理的であろう。

その上、上記1で見たように、一次規則たる国連の「リスク評価」義務を国連自身の人権義務としてパラフレーズすると、国家による人権侵害を防止する（その結果として支援を提供しない）という、一般的用法とは異なるいわば「より積極的な」積極的義務であったことが想起される。つまり、国連はこれより積極的でない義務（一般的な消極的義務を当然含む）は全て負うと推論できるのである。

しかし、国連が国家とどの程度同一の人権義務を負うのかは、正確には明らかではない。それは、国連自身の人権義務が何に根拠付けられるかにかかっており、「人権配慮政策」は残念ながらこ

---

軍支援である（See, 2011 Commentary, *supra* note 40, pp.104-105, para.6）。加えて、国連自身が、国際機構責任の最終草案第13条（現第14条）への見解表明において、DRCでのPKOによる現地政府軍への支援のような事例が違法行為の実行に対する支援に該当しう旨述べている（UN Doc. A/CN.4/637/Add.1, p.18）点も重要である。

<sup>49</sup> 後者の立場として主に、W. Riphagen, ILC Yearbook, 1978, Vol. I, p.232, paras.7-8; B. Graefrath, “Complicity in the Law of International Responsibility” *Revue belge de droit international*, Vol.2 (1996), p.380. 前者の立場として主に、J. Quigley, “Complicity in International Law: A New Direction in the Law of State Responsibility” *British Year Book of International Law*, Vol.57 (1986), p.104.

<sup>50</sup> H. P. Aust, “The UN Human Rights Due Diligence Policy: An Effective Mechanism against Complicity of Peacekeeping Forces?” *Journal of Conflict and Security Law*, Vol.19, No.2 (2014), pp.11-12.

<sup>51</sup> *Ibid.*, p.11.

の点に踏み込むものとは言い難い。

#### IV おわりに

本稿では、国連による非国連保安部隊への支援において国家の人権侵害に加担することがないように策定された「人権配慮政策」を取り上げ、その中で国連が定式化した自身の人権義務の内容と意義とを分析した。そこでは、第一に、国連の人権義務は2種類に分けられ、国家にその人権義務を遵守させる「国連の人権促進奨励義務」と、国連が名宛人となる「国連自身の人権尊重義務」とがあり、後者が本来の意味での国連の人権義務と言えることを明らかにした。第二に、その国連自身の人権「尊重」義務の内容が、「人権配慮政策」においては、国家による深刻な人権法違反を防止するため積極的に「リスク評価」を行う義務とされ、支援を提供「しない」消極的義務というよりも当該リスク評価を「行う」（しかも積極的にリスクを見つけ出す）という積極的義務を本旨とする点、及び、防止の対象が私人ではなく国家の行為である点で、国家の負う一般的な人権「尊重」義務とは一同じ用語にも拘わらず一意味が異なることを指摘した。第三に、以上の一次規則の検討に加え、二次規則＝国際責任の観点から、国際機構（国連）が国家による違法行為（人権法の深刻な違反）の実行を支援することについての国際責任に当てはめて検討し、その成立要件の一である「国家が違反する義務と同一の義務に支援国際機構も拘束されること」に着目して、国連が負う人権義務の範囲を議論した。

そして、この第三の点について残された課題があることも分かった。すなわち、国連が国家とどの程度同一の人権義務を負うのかについて「人権配慮政策」は示唆せず、依然として、国連が国家と同じように人権義務を負う根拠は不明確なまま残されている。もっとも、今後の「人権配慮政策」の適用を通じて国連自身の人権義務について議論が深まり、ひいては、適用実行の積み重ねが慣習法の証拠となって国連自身の人権義務を具体的に生成させる余地はある。我々はその動向に引き続き注目していかなければならない。